

令和五年十一月三十日付け広島県報（定期）第九十四号に登載の広島県告示第千二百八十九号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木建築局港湾振興課長

ページ	行	正	誤
一	一五	補助点七の一から補助点七の二、補助点七の三、補助点七の四、補助点九の一、補助点八の一、補助点七の一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。	補助点七の一から補助点七の二、補助点七の三、補助点七の四、補助点九の一、補助点八の一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。